平成21年3月議会 条例案等の概要

番号	条例名		主 な 内 容	
番号	武雄市戸別浄化槽条例	■ 戸別浄化槽の設置、使用及び管理について必要事項を定める新規条例 ■ 的 生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る → 戸別浄化槽 汚水水を処理するため市が設置及び管理する50人槽以下の浄化槽 → 処理区域 集合処理区域(公共下水道・農業集落排水処理区域)を除く市内全域 → 分担金等 ◇ 分担金 戸別浄化槽1基につき15万円 *複数の建築物の汚水を1基で処理す		
		◇ 増ご ◆ 使用料(下水道使用料	こう経費 標準工事以外の工	物1棟につき15万円 事に要する費用
		区分	汚水量	金額
		基本料金	5 ㎡以下の場合	1,000円
		(1月につき)	5 ㎡を超える場合	2,000円
		超過料金 (1月につき)	10㎡を超える部分	1 miにつき 1 8 0 円
		◆ 個人浄化槽の寄附 寄附の申出により 《 施行日 平成 2 1 年 4 丿	受け入れた個人設置浄化槽 → 戸別浄化槽とみなし、3 月1日 》	この条例の規定を適用
	武雄市部設置条例の一部を改正する条例		正 素化・効率的な行政の推進 行財政運営の基本的な計画 部と企画部の統合 ⇒ <u>政</u>	
		《 施行日 平成21年4月	月1日》	
	武雄市職員の勤 務時間、休暇等 に関する条例等 の一部を改正す る条例		う改正 告に基づく勤務労働条件の <民間との均衡を図る>	改善
			間当たりの勤務時間 「40時間」⇒ 「38日 の勤務時間の割振り 「8時間」 ⇒ 「7時間 月1日 》	

武雄市特別会計条例の一部を改	□ 特別会計の新設に伴う改正	
正する条例	目 的 特定事業に係る特別会計の新設	
	 內容 ◆ 武雄市戸別浄化槽事業特別会計 戸別浄化槽事業 ◆ 武雄市新工業団地整備事業特別会計 新工場団地整備事業 《 施行日 平成21年4月1日》 	
武雄市文化財保護条例の一部を	□ 「市重要文化財」及び「市史跡名勝天然記念物」に対する保護強化を図る ための罰則規定の見直しに伴う改正	
改正する条例	目 的 罰則強化により抑止効果を高める	
	内 容 ◆ 損壊、現状変更による滅失等に対する罰則 「3万円以下の罰金又は科料」 ⇒「1年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の 罰金若しくは科料」 ◆ 無許可による現状変更等に対する罰則 「2万円以下の罰金又は科料」 ⇒ 10万円以下の罰金又は科料」	
	《 施行日 平成21年7月1日 》	
武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	目 的 子育てに伴う経済的負担の軽減を図る	
	【改正後】 保護者負担 300円 (診療報酬明細書ごとに300円を控除した額を助成) 薬局については、一部負担金全額 《 施行日 平成21年4月1日 》	
武雄地区休日急 患センター設置 条例の一部を改		
正する条例	の改正 現 行 「療養による療養に要す る費用の額の算定方法 (昭和33年厚生省告示 第177号)」 (本さ日 ************************************	
	《 施行日 公布の日 》	

武雄市水洗便所等改造資金融資	□ 融資あっせんの対象となる改造工事の対象見直しに伴う改正	
あっせん及び利 子助成に関する	(目 的) 水洗化による生活環境と公衆衛生の向上	
条例の一部を改正する条例	内容 ◆ 追加する対象工事 戸別浄化槽等 戸別浄化槽及び個人設置浄化槽(市の補助を受け設	
	置する浄化槽)に接続するための改造工事 * 利子助成については対象外 ◆ 対象建築物の見直し	
	住居の用に供される建築物以外も対象 《施行日 平成21年4月1日》	
武雄市水道事業給水条例の一部	□ 配水管未設置地域における水道施設整備工事に係る分担金の徴収に伴う改正	
を改正する条例	目 的 配水管未普及地への安全・安定的な水の供給	
	内容 → 水道施設整備工事 配水管未設置地域で新たな給水需要に応じるため市が施工する工事 → 分担金の額	
	工事に要する費用を超えない範囲内で管理者が定める額 《 施行日 平成21年4月1日 》	
武雄市立武雄市 民病院使用料及 び手数料条例の 一部を改正する 条例	 □ 人間ドック等に係る手数料の額の改定、人間ドック追加項目の見直し等に伴う 改正 ★ 診療報酬の算定方法の告示番号の改正 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例と同理由 《 施行日 公布の日 》 	
, AP1	★ 人間ドック追加項目の見直し等	
	目的人間ドック検査項目の拡充及び手数料の額の見直し	
	内 容 ◆ 新設する人間ドック検査項目 大腸カメラ検査 胃カメラ検査 腹部CT検査	
	→ 大協ルメノ快査 - 同ルメノ快査 - 腹部CI快査 - 子宮がん検査 - 脳検査 - 腫瘍マーカー - ◆ 人間ドック基本検査手数料	
	「39,900円」⇒「36,750円」 ◆ 脳ドック手数料	
	「29,400円」⇒「31,500円」 《 施行日 平成21年4月1日 》	
財産の取得につ	■ 武雄温泉保養村整備事業用地	
いて	(武雄市土地開発公社経営健全化計画に基づく買戻し) 取得する土地の場所 武雄市武雄町大字永島	
	取得する土地の面積 42,321.93㎡ 取得価格 109,686,541円 野海の担手士 サリア・ウオー	

武雄市土地開発公社

取得の相手方

	市道路線の廃止について		県との道路網再編協議に伴い県に移管する路線の廃止 3路線 【 ① 人馬屋線 ② 郡役所線 ③ 小楠総合庁舎線括 】
	市道路線の認定について	0	県との道路網再編協議に伴い県から移管される路線の新たな認定 3路線 【 ① 武雄温泉線 ② 本町川良線 ③ 武雄甘久線 】
武雄市土地開発 公社定款の変更 について		公有地の拡大の推進に関する法律等の一部改正及び理事会の議決事項等の見直しに伴う定款の変更	
			★ 公有地の拡大の推進に関する法律等の一部改正に伴う第9条第5項、第18 条第1号関係) 《 施行日 公布の日 》
		7	▼ 理事会の議決事項並びに事業報告及び決算に係る事項の見直し (第16条第1項第3号、第23条関係) 「キャッシュフロー計算書」の追加
			《 施行日 佐賀県知事の認可のあった日 》